



【外国人材雇用の手続き】 栃木県行政書士会

第2回 在留資格「技能実習」

「外国人労働者の中で最も多い在留資格は『技能実習』だ」ということを聞いたことがある方は多いと思います。内閣府が発表している外国人労働者に関する資料でも「技能実習」は外国人労働者数にカウントされています。

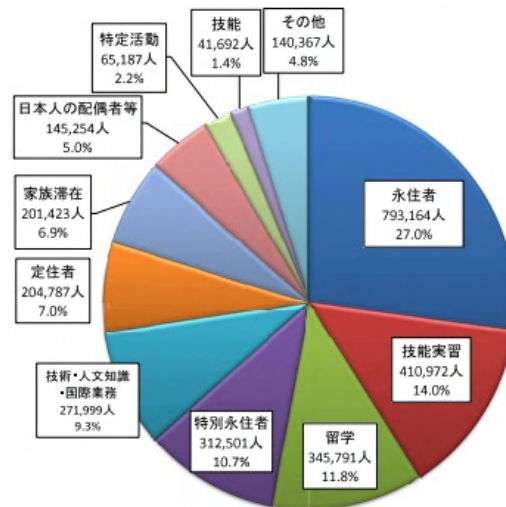
確かに「技能実習」で在留している外国人は労働者ですが、「留学」と同様、就労を目的とする在留資格ではありません。ですから、「外国人労働者で一番多いのは技能実習だ」と単純に言うのは間違いです。「技能実習」は技術移転を目的とした在留資格であり、その活動は「就労」ではなく「実習」です。実習活動によって技術を習得するゆえに、「結果として労働者になる」と言うべきです。

在留外国人の在留資格別数（昨年度末）を見ると、最も一般的な就労資格である「技術・人文知識・国際業務」が27万人なのに対して「技能実習」は41万人です。受け入れ企業（実習実施機関）は人手不足解消のためではなく技術移転のために技能実習を行います（「技能実習は、労働力の需給の調整の手段として行われてはならない」技能実習法第3条第2項）。

実習の内容は、「修得等をさせる技能等が、技能実習生の本国において修得等が困難なもの」に限ります（法第9条）。

国際貢献事業として技術移転を志した企業は、技能実習計画を作成し外国人技能実習機構の認定を受け、入管の許可を得て技能実習生を受け入れ、実習を開始します。この制度に様々な問題があり早急に制度改革が求められていることは周知のところですが、問題の原因は上記法律が遵守されていないことにあります。

在留外国人の構成比(在留資格別) (令和元年末)



出典：令和元年末現在における在留外国人人数について
(出入国在留管理庁 R2.3.27 報道発表資料)

～企業のための～

外国人材 “共働” WebJournal



【外国人材雇用の手続き】 栃木県行政書士会

実習内容は正しく計画通りに実施しなければなりません。技能実習は単純労働ではなく、最低賃金相当労働でもありません。技能実習生には日本人労働者と同等の賃金支払いが求められます。技能実習修了後は、技術移転のために母国に帰り、実習で得た技術を母国の現場に移転するのが原則です。この原則がないがしろにされていることが現在の諸問題を招いているのです。

技能実習制度を利用する上では上記の理解が必須です。現在、違法行為を行った監理団体の許可取り消し等が相次いでいます。

どこでもやっているから、という安易な受け入れは非常に危険であり、人道上も看過できない結果を生み出します。人手不足解消のためには、その趣旨で創設された「特定技能」の制度を利用すべきです。

「特定技能」については次回に解説します。

栃木県行政書士会 国際部

深見 史